

**加美町の学校部活動と
地域クラブ活動等の方針
第2版**

令和8年8月

加美町・加美町教育委員会

目 次

策定の趣旨	3
I 公立中学校の部活動改革の基本的な考え方	
1 改革の理念	4
2 取組の類型・名称	4
3 改革の基本体制	4
II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	
1 新たな地域クラブ活動の在り方	5
(1) 基本理念	5
(2) 体制整備	5
(3) 運営団体・実施主体	5
(4) 参加者について	6
(5) 活動内容	6
(6) 適切な休養日の設定	6
①学期中の休養日の設定	6
②長期休業中の休養日の設定	7
③1日の活動時間	7
④実態を踏まえた工夫	7
⑤家庭との連携	7
(7) 活動場所	7
(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	7
(9) 生徒の安全・安心の確保	7
2 地域クラブ活動に関する認定制度	8
(1) 趣旨	8
(2) 認定制度の要件	9
(3) 認定制度の経過措置	9
(4) 認定手続き等	9
(5) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	9
3 学校との連携等	9
III 学校部活動の在り方	
1 適切な運営のための体制整備	11
(1) 学校部活動に関する方針の策定	11
①校長による「部活動の活動方針」の策定	11
②各部活動の「活動計画」の作成	11
(2) 指導・運営に係る体制の構築	11
①指導体制の構築	11
②研修の充実	12
③部活動指導員及び外部指導者の任用・配置	12

2 適切な指導及び安全・安心の確保と指導上の留意点	13
(1) 適切な指導の実施	13
(2) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	13
(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	13
(4) 競技ごとの指導手引の普及・活用	14
【指導に当たって留意すべき事項】	14
3 適切な休養日及び活動時間等の基準	16
(1) 基本的な考え方	16
①学期中の休養日の設定	16
②長期休業中の休養日の設定	16
③1日の活動時間	16
④朝練習	17
【ハイシーズンの設定】	17
⑤実態を踏まえた工夫	17
⑥家庭との連携	17
⑦休日の学校部活動について	17
(2) 方針等への反映	17
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	17
5 学校部活動の地域との連携	18
6 教職員のワークライフバランスの実現について	18
7 地域展開に関わる中学校の対応について	18

IV 中学校部活動の地域展開へ向けた取組

1 加美町の学校部活動地域展開の推進について	19
(1) 基本理念	19
(2) 目指す姿	19
(3) 基本方針	19
(4) 加美町認定地域クラブ活動の取組の方向性と身に付けたい力	19
①取組の方向性	19
②身に付けたい力	20
2 地域展開推進スケジュール	20
(1) 令和8年度の取組	20
(2) 令和9年度の取組	20
(3) 令和10年度以降	20
3 学校部活動地域展開の会議体制について	20
(1) 会議体制	20
(2) 会議体制図	21
4 加美町学校部活動地域展開等推進事業の実施について	21
(1) 認定について	21
(2) 事務手続きについて	22
(3) 事業について	22
(4) 留意事項	22
(5) 業務分担	23

策定の趣旨

スポーツ庁及び文化庁は、令和４年１２月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示した。そして、令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」を新たに策定した。

これを受け、宮城県教育委員会では令和８年４月に、国が示したガイドラインの考え方を踏まえ、公立の中学校の部活動を地域展開するため、「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第３版」を策定し、学校、教員、地域の指導者、地域活動の団体等、地域展開に関わる全ての方に向けて、宮城県の今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方を示した。

急激な少子化による生徒数の減少に伴い、学校現場では、子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により単独の学校部活動として大会に参加することができない等、活動への影響が見られている。また、地域の活動でも、参加者数の減少や指導者の高齢化も進みつつある。さらに、教員の超過勤務の解消を図り、生徒理解や授業の質を高めていくことも喫緊の課題となっている。今後も、中長期的に少子化が続く見込みであり、このタイミングで部活動改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなることが懸念される。

本町においても、国や県のガイドラインの見直しに伴い、町の方針を「加美町の学校部活動と地域クラブ活動等の方針第２版」として改正を行い、部活動改革を推進する。そして、この歴史的な部活動改革を機として、更に学校と地域の連携を深め、地域全体の活性化を図り、本町の子供たちがこれまで以上によりよく成長できる環境が創られることを期待する。

この方針は加美町立中学校及び加美町の地域クラブ活動等に適用することとする。なお、本方針は、運動活動と文化活動の区別なく適用する。

I 公立中学校の部活動改革の基本的な考え方

1 改革の理念

急激な少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、活動を充実したものにしていくためには、部活動改革を進めることが不可欠となっている。

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要がある。

また、障害のある生徒やこれまで運動や文化芸術活動に積極的に関わってこなかった生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要である。

ア 県及び市町村は、部活動改革に当たって、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上に資する学校における働き方改革の推進を図ること等についても考慮する。

イ 県及び市町村は、部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であることから、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることも考慮する。

ウ 県及び市町村は、部活動の地域展開等を通じて、年齢や性別、障害の有無に関わらず参加・交流が促進されることで、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化等につながることも考慮する。

2 取組の類型・名称

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、以下のとおり。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて示す場合には「地域展開等」ということとする。

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える これらにより、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動が可能となる ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有等、学校との連携を図る必要があり、地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
地域連携	学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の推進体制

ア 市町村は、部活動改革の責任主体として、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整を行い、地域の実情等に応じた改革方針を決定し、地域クラブ活動の認定等を通じて、着実に改革を進めるよう努める。

イ 県は、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行う。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

新たな時代を生きる子供たちの望ましい成長を保障し、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域展開によって整備・充実させることが求められている。その実現に向け、これまで行ってきた学校部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域に存在する人的・物的資源を活用し、地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支えることによる新たな価値を創造することが重要である。

地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を理解し、地域の実情等に応じた適切な形態等で整備・実施することが求められている。また、実施される地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とし、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。その上で、心身の健全な発育・発達を築く時期である中学生年代におけるスポーツ・文化芸術の機会を地域全体で支え子供たちを育てるという視点の下、地域クラブ活動を実施することで、様々な効果が期待できる。

それらを踏まえ、本町としての「地域クラブ活動」の在り方や運営体制、活動内容等を以下のように示す。

1 地域クラブ活動の在り方

(1) 基本理念

地域クラブ活動は、これまで行われてきた学校部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、学校を含めた地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支えることによる新たな価値を創造することを基本理念とする。

また、地域クラブ活動は、これまで学校で行われてきた学校教育活動とは明確に区別し、社会教育活動として取り組む。

(2) 体制整備

上記(1)の観点から、本町においては、主に次の3パターンによる体制を、加美町認定地域クラブ活動として整備していくこととする。

ア 現在、地域にあるスポーツや文化芸術系の活動団体に所属・参加して活動する方法

イ 現在ある部活動を基盤として新たに活動団体を設立し、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法

ウ 学校の活動ではない任意のスポーツ・文化芸術団体が受け皿となり、地域クラブ活動とする方法

(3) 運営団体・実施主体

ア 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理の中核部分を担い、「実施主体」は運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する。

ただし、運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、地域の実情に応じた柔軟な連携・協力の下、環境を整備する。

イ 運営団体・実施主体については、事業の運営・事務局を担うこととし、活動場所の利用調整、学校や指導者等との連絡調整、スケジュール管理などを行うこととする。

また、事業の実施を担う団体とし、指導者の雇用・派遣・調整を行うこととする。

ウ 本町の地域展開の実施主体としては次のような団体が想定される。

- ・行政部局(教育委員会を含む)での直接実施
- ・スポーツ関係団体(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等)
- ・文化芸術団体・文化振興財団・文化協会など
- ・保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体

エ 実施主体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適切なガバナンスを確保する。

オ 実施主体は、常に学校や地域団体、保護者との連絡を密にしながら適切な指導者確保に努めるとともに、活動方針の共有・情報発信の強化に努める。

カ 実施主体は、その活動理念や活動方針を明確に示すことで、参加を希望する生徒やその保護者が納得して活動できるようにする。

(4) 参加者について

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒や、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒、また障害の有無に関わらず、希望する全ての生徒が対象となる。

イ 参加者及びその保護者は、運営団体・実施主体が示す活動理念や方針を正しく理解するとともに、自身の志向に合う活動を選択することが大切である。

ウ 町内中学校区内の活動に限らず、地域の実情に応じ近隣の中学校区の生徒の受入れも視野に入れる。

エ 地域クラブ活動への参加については任意とする。

オ 地域クラブ活動への参加は、生徒及び指導者についても、(公財)日本スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」へ加入させることを要件とする。

(5) 活動内容

ア 既存の学校部活動種目の継続を優先としながらも、競技力向上を目的とする活動のみに捉われることなく、世代間交流など体験を基本としたスポーツや文化・芸術活動に親しむ環境づくりに努め、生徒が自発的・自主的に参加ができるように配慮する。

イ 地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(6) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、「Ⅲ 学校部活動の在り方」に準じ、次の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る。

① 学期中の休養日の設定

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。

- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。また、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

④ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期考査前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑤ 家庭との連携

運営団体・実施主体は、成長期にある生徒が、学校の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

（7）活動場所及び活動に用いる用具・備品等

ア 学校及び町教育委員会は、地域展開受け入れ団体に対し、学校部活動として使用している学校体育施設や教室、社会教育施設、閉校施設における優先的な利用への配慮や管理方法などについて制度設計に努める。

イ 地域クラブ活動において学校体育施設及び社会教育施設等を利用する際は、他利用団体との調整に協力する。

ウ 活動に用いる用具・備品等は原則として利用者自身が用意する。ただし、利用者が学校の用具・備品等の利用を希望する場合など、学校長が利用の許可を判断するものとする。なお、学校の用具・備品等の利用を許可する際は、あらかじめ利用者と学校で用具・備品等の状態や保管状況、破損したときの責任の所在等を明確にしておくものとする。

（8）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 町教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行う。

（9）生徒の安全・安心の確保

ア 町教育委員会は、地域クラブ活動が、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な

性質を有する活動であることを踏まえ、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。

イ 町教育委員会は、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくことを原則として取り組む。これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、指導の手引き等の作成や、地域クラブ活動の相談窓口の整備等も併せて進めるように努める。

ウ 町教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切な指導及び行為が発生した場合の責任の所在を明確化する。事故や不適切な指導及び行為が発生した場合は、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行う。

※ 令和7年9月1日施行のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定(第29条)が新設されたことも踏まえながら、国、県、関係団体等が一丸となつて、必要な対策を進めていく。

エ 運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、(公財)日本スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」に加入させ、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

オ 運営団体・実施主体は、事案発生時、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応する。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行う。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行う。

※ 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、国の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月)別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照

カ 運営団体・実施主体等は、指導者に暴力等の問題となる行動や不適切な指導及び行為が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0及び文化芸術等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

キ 運営団体・実施主体等は、県や市町村等、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技・文化芸術団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

ク 指導者は、スポーツにおいては精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等、文化芸術においては活動に精通した指導者と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支えるとともに、救命措置に関する基本的な技能を身に付けるなど緊急時にも対応できるようにしておくこと。

ケ 指導者は、Ⅲ 学校部活動の在り方 2 「指導に当たって留意すべき事項」(P14)に準じて参加者の安心・安全を確保し、適切な指導を行う。

(8) 障害のある生徒の活動機会の確保

ア 町教育委員会は、地域クラブ活動の実施に当たって、障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくため、障害がある生

徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進める。

イ 運営団体・実施主体は、指導者とともに指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開できるようにする。

ウ 運営団体・実施主体は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるように、参加する生徒に事前に説明を行うとともに、参加する生徒の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携をできるように努める。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

本町の学校部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示す認定要件及び認定手続等に基づき、加美町において認定を行う仕組みを構築する。

なお、認定された活動については「加美町認定地域クラブ活動」と呼称する。

(2) 認定制度の要件

○学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

○適切な活動時間や休養日が設定されていること

○活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

○適切な指導の実施体制が確保されていること

○適切な安全確保の体制が確保されていること

○適切な運営体制が確保されていること

○学校等との連携が適切に行われていること

(3) 認定制度の経過措置

ア 認定制度の円滑な実施の観点から、原則として令和8年度末まで経過措置を設定することができる。

イ 市町村等は、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意する。

(4) 認定手続等

ア 原則として、地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて町教育委員会に提出する。地域クラブ単体での提出も可とする。町教育委員会は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行なって審査し、認定する。

イ 認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

ウ 町教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定された地域クラブ活動（以下、「認定クラブ活動」という。）の取組状況等を適宜把握し、申請時に提出された誓約書に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等は認定取消しを行う。

エ 地域クラブ活動の認定に関する要綱及び各種申請様式等の認定手続きに必要な書式については、別に定める。

(5) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

ア 地域クラブ活動は、町教育委員会の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動においても、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

イ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底するよう求められる。

3 学校との連携等

(1) 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ち得るものである。

(2) 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

(3) 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師がいる場合には、その知見も活用する。

(4) 町教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の在り方

学校部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と記されており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や活動を通して自己肯定感を高める等の教育的意義の高い活動である。

学校部活動を実施するとき、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、ここに本町の学校部活動の在り方を示す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定

① 校長による「部活動の活動方針」の策定

校長は、「加美町の学校部活動と地域クラブ活動等の方針 第2版」(以下「町の方針」という。)に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動の活動方針」(以下「学校の方針」という。)を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。また、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

② 各部活動の「活動計画」の作成

ア 顧問は、町の方針及び学校の方針を踏まえ、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)を校長に提出する。

イ 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績(活動日時・場所、休養日、大会参加日等)を校長に報告する。

ウ 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえた活動計画となるよう、関係団体との連絡調整を行う。

<活動計画の作成に当たって留意すべき事項>

- ・活動計画の作成は、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいた目標を設定するなど、生徒の自主的・主体的な活動であることを踏まえた支援を行う。
- ・活動計画は、校内で情報を共有するとともに、保護者に対しても積極的に説明し、理解を得るようにすること。
- ・顧問は、作成した活動計画について、部活動指導員、外部指導者や地域クラブ活動の指導者に説明し、理解を求めること。
- ・効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 指導体制の構築

ア 町教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和

2年文部科学省告示第1号)に基づき、個々の教師の時間外在校時間の状況に留意し、業務改善及び勤務時間管理等を行う。また、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するよう努める。

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるように、適正な数の部活動を設置するよう努める。

ウ 校長は、教師を部活動顧問とする場合には、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設置するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないように努める。また、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校部活動の地域連携・地域展開については、休日の活動から、町の方針に基づき、生徒のニーズ、それぞれの部活動ごとの実状に応じて段階的に進めていく。

② 研修の充実

ア 町教育委員会は宮城県と連携し、部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修を行う。

イ 町教育委員会は宮城県と連携し、学校の管理職を対象とした学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。

ウ 町教育委員会は宮城県と連携し、部活動指導員等の任用・配置に当たり、任用前及び任用後の定期において必要な研修を確実にを行う。

エ 研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意する。

③ 部活動指導員及び外部指導者の任用・配置及び役割

ア 町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。また、部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合、校長は、外部指導者の配置に努める。特に、休日の地域展開に伴う指導者との連携体制を構築する。

イ 町教育委員会及び校長は、部活動指導員及び外部指導者の任用・配置に当たり、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守した上で、適切な指導を行うため、以下の内容について定期的に研修を行う。特に、外部指導者においては、学校教育として行われる学校部活動の指導者としてふさわしい人間性なども判断し、任用する。また、中学校の学校部活動の意義が地域クラブ活動においても生かされるよう、以下の点に留意する。

- ・ 学校教育の理解、学校部活動の位置付け、教育的意義
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・ 安全の確保や事故発生時の適切な対応

- ・ 生徒の人格を傷つける言動や、体罰及び性暴力等不適切な指導及び行為は、いかなる場合も許されないこと
- ウ 学校の設置者及び学校長は、部活動指導員、外部指導者の配置の効果を定期的に把握する。
- エ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う。
- オ 部活動指導員及び外部指導者は、JSP0の「公認スポーツ指導者制度」や各加盟団体における研修会等を積極的に受講する等、自己の研鑽に努める。

2 適切な指導及び安全・安心の確保と指導上の留意点

学校部活動は、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。

目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことがないよう、学校教育目標の実現に向けた取組となるとともに、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する。また、その点について、生徒や保護者にも丁寧に説明し、理解を得る。

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）及び事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。
- ② 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- ① 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の深化を図るとともに、望ましい集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境等により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- ② 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。その際、特に、顧問の教師等に任せず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。
- ③ 事実確認に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施する。

(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

顧問、部活動指導員及び外部指導者は、過度の練習・活動がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の

様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(4) 競技ごとの指導手引の普及・活用

顧問、部活動指導員及び外部指導者は、競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、指導に当たるものとする。

【指導に当たって留意すべき事項】

① 学校組織全体での指導

ア 管理職は、指導者同士の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮する。

イ 顧問は、部活動の運営や指導に当たっては、他の教職員や地域・保護者の協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら責任を持って指導・活動を行うよう心掛ける。

② 顧問、部活動指導員及び外部指導者等の指導者に求められるもの

ア 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導を行う。

イ 大会等で好成績を収めることのみを重視し、科学的な視点から見て過重な練習を強いることなどがないようにする。

ウ 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛ける。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねる。

エ 部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に精通するとともに、生徒の発達の段階や成長による変化、部活動のマネジメントや社会的マナーの指導等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させる。

オ 指導者は、先見性、企画力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指すこと。また、一時的な感情に左右されたりすることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛ける。

カ 講習会・研修会等へ積極的に参加し、部活動においては最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努める。

キ 指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することから、タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努める。

ク 生徒が自ら考え、主体的、自発的に練習に取り組めるよう、大会等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行う。

ケ 指導者は、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、望ましい集団づくりや日頃からの生徒への目配り等にも留意する。

コ 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあること等にも留意する。

サ 暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。）やいじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等に関わるなど、開かれた活動環境の整備や指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作り等にも留意する。

③ 禁止事項

ア いかなる場合においても、体罰を行使してはならない。指導と称し、指導者の独善的な目的を持って特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導を行ってはならない。

イ 生徒の人格を否定する発言を行ってはならない。指導者としての信用を失墜させる行為をしてはならない。セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩、不適切な会計処理等は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であることを十分に認識し、適切な指導を行う。また、管理職の許可なく生徒と個人的なメール等のやり取りを行わない。

④ 活動の充実

ア 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握し、練習中に声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導する。

イ 部活動は、自主的・自発的な活動であるため、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組ませる。

ウ 一人一人が意欲的に活動できるよう運営の役割分担にも配慮する。

エ 指導者は、励まし合い、お互いを支え合える関係づくりを重視した指導や生徒の間に同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育む指導を心掛ける。

オ 指導者は、個々の発達段階に合わせて、過度な負担とならないよう活動させることで、スポーツ障害・バーンアウト等のリスク管理を行い、適切な休養を取りながら、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を心掛ける。また、主とする活動以外の様々な活動に参加する機会が得られるよう配慮する。

⑤ 事故防止対策等

生徒等への注意点の説明は、定期的に行い、遠征先や普段の慣れた活動場所においても想定される危険を具体的に説明する。

ア 健康面での安全の確保について

- ・健康観察による体調確認（顔色や表情、体温等）
- ・持病や障害等（循環器系、アレルギー、シックハウス等）
- ・健康診断結果や保健室利用状況等
- ・学級閉鎖や臨時休業等

イ 施設・設備や環境等について

- ・気象状況の確認（突風、竜巻、落雷、ひょう、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等）
- ・施設の安全性の確認
- ・器具の設置の安全確認

- ・用具の破損等の有無の確認
- ・技術レベルや体格差の考慮
- ・事故防止及び事故が発生した際の対応

ウ 災害時の対応等について

- ・避難経路及び避難場所の確認
- ・避難方法及び誘導についての確認
- ・保護者等への連絡体制の確認

⑥ 指導者間の連携

部活動指導員及び外部指導者の協力を得る場合には、学校教育目標や方針等について、学校、顧問と部活動指導員及び外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、情報共有を密にして活動する。

＜顧問と部活動指導員及び外部指導者が確認すべき事項＞

- ・活動目標、活動計画、活動内容、事故防止のための注意点
- ・顧問と外部指導者及び部活動指導員の役割分担
- ・緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・体罰等の禁止
- ・生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- ・災害時の対応や避難経路

＜学校とのトラブルになりやすい部活動指導員及び外部指導者の行為の例＞

- ・独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・その他、学校の方針に反する指導等

3 適切な休養日及び活動時間等の基準

(1) 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとする。そのため部活動の休養日等についての具体的な基準は以下のとおりである。

① 学期中の休養日の設定

ア 週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

ア 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

イ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

③ 1日の活動時間

ア 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。また、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内（※）とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活

動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

④ 朝練習

ア 朝練習は、原則禁止とする。

イ ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとする。

【ハイシーズンの設定】

- 中学校総合体育大会や東北大会、全国大会、各種コンクールなどの大会で力を発揮するために、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられる。それ以外の時期には休養日を確保する。
- 年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てることができるようにする。
- 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

⑤ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校行事や定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考慮に入れる。

⑥ 家庭との連携

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

⑦ 休日の学校部活動について

令和9年度より、学校部活動は原則として休日（土曜日、日曜日及び祝日）は実施しないものとする。ただし、ハイシーズン（主要な大会等の開催日前1か月程度）は、休日も部活動を実施できるものとする。

（2）方針等への反映

校長は、学校の方針の策定に当たっては、前記（1）の基本的な考え方を踏まえるとともに、町の方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・改善を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

（1）校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無、活動の得手不得手を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するよう努める。

（2）スポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に配慮した活動時間の設定や課題の工夫を行う。

- (3) 学校部活動は全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、加入を任意とする。また、活動日数、活動時間等を見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動等、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域との連携

- (1) 町教育委員会及び校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進める。
- (2) 町教育委員会及び校長は、中学校、高等学校、大学及び支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施など、多様な交流の機会を設ける。
- (3) 町教育委員会及び校長は、地域のスポーツ少年団や地域スポーツクラブ、スポーツ協会及び文化芸術団体の活動と学校部活動を共同で実施するなど連携を深める。

6 教職員のワークライフバランスの実現について

- (1) 町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）」を踏まえた対応をする。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

7 地域展開に関わる中学校の対応について

休日の学校部活動の地域展開に伴い、中学校に求められる対応は、段階に応じて、以下の点について検討していく必要がある。

- ・職員会議で教職員へ周知、説明
- ・生徒、保護者に対しての周知、説明
- ・校内での検討組織の設置及び校内担当者の配置
- ・町の方針に基づく部活動方針の作成
- ・地域展開に伴う部活動に関する指導計画の見直し
- ・平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の整理
- ・生徒に対する休日の過ごし方の指導や動機づけ
- ・生徒が中総体に参加する場合の出場チームの把握
- ・指導要録や調査書への記載事項の整理（活動状況や大会等の実績把握）
- ・部活動数の精選
- ・学校と地域クラブ（指導者）との連携の在り方
- ・教職員が兼職兼業をする際の校内の体制整備
- ・地域クラブが学校を使用する際の施設貸出し対応の検討 など

IV 学校部活動の地域展開の推進に当たって

1 加美町の学校部活動地域展開の推進について

(1) 基本理念

急激な少子化の進行と、学校における働き方改革の必要性を踏まえ、これまで学校部活動で担ってきた中学生のスポーツ・文化芸術活動を、中学校と連携し、地域全体で支える体制に転換する。

(2) 目指す姿

- ① 急激な少子化が進行する中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会を確保する。
- ② 全ての生徒が、それぞれの特性や希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。
- ③ 学校部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する。

(3) 基本方針

- ① 本町における学校部活動地域展開は、町教育委員会が中心となり、NPO 法人かみジョイ、スポーツ少年団等の関係団体と連携・協力して進める。
- ② 本町の学校部活動地域展開の推進に当たっては、国の「地方スポーツ振興費補助金」と「文化芸術振興費補助金」を活用した「部活動の地域展開等推進事業」に取り組み、検証を重ねながら中学生のスポーツ・文化芸術活動を「加美町認定地域クラブ活動」で支える体制を構築する。
- ③ 検証の過程で生じた課題や問題点については、「加美町認定地域クラブ活動」の関係者間で情報共有を図りながら協議・検討し、より良い環境づくりに努める。
- ④ 現存の部活動を基盤とした「加美町認定地域クラブ活動」を設置し、検証を進めながら休日の地域展開の推進を図る。(ステップ1 ※1)
- ⑤ 運動部活動と併せて、文化部活動(吹奏楽、美術等)についても地域展開を進める。
- ⑥ 平日の学校部活動の地域展開(ステップ2 ※2)については、諸条件が整い、準備ができた部活動から実施していく。

※1 ステップ1 学校に部活動を残しつつ、休日の地域クラブ活動で支える形

※2 ステップ2 平日も含め、学校部活動を地域クラブ活動へ完全移行する形

(4) 加美町認定地域クラブ活動の取組の方向性と身に付けたい力

①取組の方向性

○地域づくり：子供たちの「やりたい」を地域の力で応援

・地域全体で子供たちの成長を支え、子供たちが安心して活動できる環境をつくる

○目指す生徒像：自分の行動を「自分で考え、自分で決める」生徒に

・自分の好きなことに取り組む ・地域の人たちと一緒に取り組む

・自分のやりたいことに挑戦する ・仲間と励まし合って課題を解決する

- ・答えは自分で見つける

②身に付けたい力

- 凡事徹底 当たり前のことを当たり前にできる力を育てる
- 主体的に考える力を育てる
- 郷土愛を深める
- 感謝の心を醸成する
- 自己肯定感を高める
- 向上的態度を養う
- 社会貢献する力を育む

2 地域展開推進スケジュール

(1) 令和8年度取組

- ①「加美町の学校部活動と地域クラブ活動等の方針」の改訂
- ②学校部活動地域展開等推進に係る協議・検討組織の改編
 - ・「加美町学校部活動地域展開推進プロジェクト会議設置要綱」の策定
- ③「加美町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」の策定
- ④「加美町学校部活動地域展開等推進事業実施要領」の策定
- ⑤加美町学校部活動地域展開等推進事業の実施
 - ・休日の学校部活動を「加美町認定地域クラブ活動」で行う体制の構築(ステップ1)

(2) 令和9年度取組

- ①休日(土日・祝日)の学校部活動は原則実施しない
- ②プロジェクト会議等による協議・検討の継続
- ③加美町学校部活動地域展開等推進事業の継続実施
 - ・休日の学校部活動を「加美町認定地域クラブ活動」で行う体制の構築(ステップ1)
 - ・平日の部活動も含めて、学校部活動を「加美町認定地域クラブ活動」での活動へ完全移行する体制(ステップ2)の検討

(3) 令和10年度以降

- ①「加美町の学校部活動と地域クラブ活動等の方針」の改訂
- ②プロジェクト会議等による協議・検討の継続
- ③加美町学校部活動地域展開等推進事業の継続実施
 - ・休日の学校部活動を「加美町認定地域クラブ活動」で行う体制の構築(ステップ1)
 - ・平日の部活動も含めて、学校部活動を「加美町認定地域クラブ活動」での活動へ完全移行する体制の構築(ステップ2)

3 学校部活動地域展開の会議体制について

(1) 会議体制

- ①加美町学校部活動地域展開担当者会
 - ・教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育係長、部活動地域展開推進員、生涯学習課長、スポーツ推進係長で組織する。
 - ・加美町の学校部活動地域展開に関する事項の、調査・検討及び素案の作成をする。

- ・「加美町認定地域クラブ認定会」として、加美町認定地域クラブ活動の審査・認定を行う。

②加美町学校部活動地域展開推進プロジェクト会議準備会

- ・教育次長、教育総務課長、学校教育係長、部活動地域展開推進員、生涯学習課長、スポーツ推進係長、かみジョイ地域展開担当者、スポ少地域展開担当者为組織する。
- ・担当者会が行った調査及び作成した素案を基に、プロジェクト会議で協議される事項について、検討、整理をする。
- ・教育次長は、準備会の経過及び結果を、「町長打合せ」において町長と教育長に報告をする。

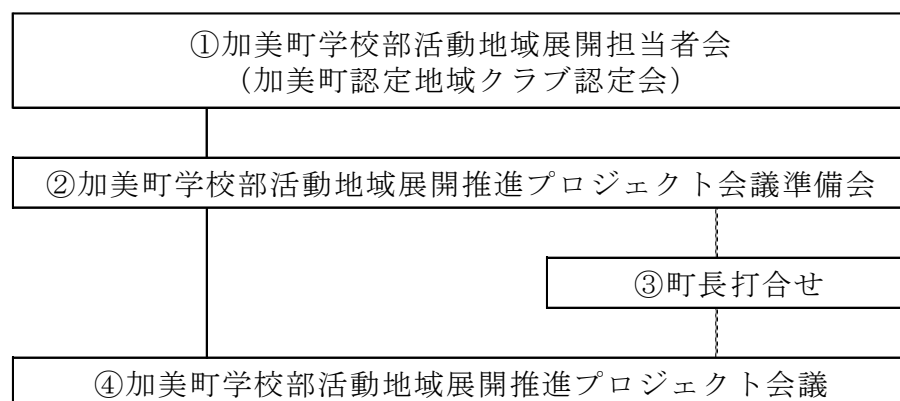
③町長打合せ

- ・町長、教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育係長、部活動地域展開推進員、生涯学習課長、スポーツ推進係長で行う。
- ・準備会の経過及び結果を基に、プロジェクト会議で協議される事項について、検討、整理をする。

④加美町学校部活動地域展開推進プロジェクト会議

- ・町長、教育長、スポーツ活動関係団体の代表、文化芸術活動関係団体の代表、町内中学校の代表、町内中学校PTAの代表、その他教育委員会が適当と認める者の20名以内の委員で組織する。
- ・加美町の学校部活動地域展開の方向性や方策等、その推進に関する事項、その他、学校部活動地域展開に関し必要な事項について協議、検討、議決をする。

(2) 会議体制図



4 加美町学校部活動地域展開等推進事業の実施について

(1) 認定について

- ・「加美町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」による。
- ・審査、認定は、「加美町認定地域クラブ認定会」(加美町学校部活動地域展開担当者会)が行う。
- ・町教育委員会より認定が得られた地域クラブは、「加美町認定地域クラブ活動」と

して加美町学校部活動地域展開等推進事業に取り組む。

- ・ 認定の有効期間は、認定を受けた年度の年度末までとする。

(2) 事務手続きについて

加美町認定地域クラブとしての活動を希望する団体は、

- ①加美町認定クラブ活動誓約書兼申請書（様式第 1-1 号）
- ②加美町学校部活動地域展開等推進事業実施申請書・活動計画書（様式第 1-2 号）
- ③加美町認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第 2 号）
- ④認定地域クラブ活動参加者名簿（様式第 1-3 号）

を町教育委員会に提出する。

(3) 事業について

- ・ 「加美町学校部活動地域展開等推進事業実施要領」による。

加美町認定地域クラブ活動としての活動を希望する団体を募集し、休日の活動体制を構築する。

- ・ 対象とする団体

加美町の学校部活動の地域展開に賛同し、国が定める「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(R07.12)を遵守した活動を行っている団体

- ア) 町内にある既存のスポーツ少年団単位団を、加美町認定地域クラブ活動として認定し、休日の運営・指導体制を構築する。
- イ) NPO 法人かみジョイの地域クラブを、加美町認定地域クラブ活動として認定し、休日の運営・指導体制を構築する。
- ウ) 任意のスポーツ・文化芸術団体を、加美町認定地域クラブ活動として認定し、休日の運営・指導体制を構築する。

- ・ 月ごとの活動計画、活動報告

毎月 7 日までに、前月の「加美町学校部活動地域展開等推進事業 活動報告書」（様式第 1-4 号）と翌月の活動予表（様式第 1-5 号）（各団体任意様式可）を作成し、町教育委員会と学校に提出する。

活動計画表に示した内容に変更があった場合は、速やかに学校へ連絡をする。また、学校行事等との関連で活動ができない日は事前に学校に確認し、活動計画表に反映させる。

(4) 留意事項

- ①実施団体及び指導者は、町教育委員会及び学校との連携を密にし、定期的に連絡調整（情報共有）を行う。

②学校の教職員が指導者として参加する場合は、所属長の承認を得た上で、教育委員会に兼職兼業届を提出し、許可を得て参加する。

(5) 業務分担

町教育委員会	<学校部活動地域展開総括> ○企画・運営、方針の作成 ○予算措置 ○検討会議等の運営 ○地域クラブの認定 ○相談窓口の設置 ○指導者の確保、調整、育成、コンプライアンス ○部活動地域展開の受け皿となる単位団、新たな地域クラブの立ち上げについての検討 ○認定地域クラブ活動の活動把握 ○指導者報酬支払い ○学校、関係団体への情報提供、情報交換 等
スポーツ少年団 NPO 法人かみジョイ 任意のスポーツ・ 文化芸術団体	<加美町認定地域クラブ活動の管理・運営> 【事務局】 ○認定地域クラブ申請窓口業務、関係書類の集約 ○申込受付、保険加入、参加料管理（スポ少は単位団） ○活動報告書、活動計画書の集約 ○認定地域クラブ活動の活動把握 ○指導者確保、調整、育成、コンプライアンス ○部活動地域展開の受け皿となる単位団、新たな地域クラブの立ち上げについての検討 ○相談窓口の設置 ○検討会議等への参加 ○町教委、学校との連携、情報交換 ○意見交換会の設定、運営 【認定地域クラブ】 ○申請書類の作成 ○練習計画表、活動報告書の作成 ○活動場所の確保 ○活動費用の管理 ○指導者確保、調整、育成、コンプライアンス ○参加者募集に係る情報発信 ○意見交換会の設置運営 ○町教委、学校との連携、情報交換
中学校	<学校部活動の運営> ○部活動方針の策定と公開 ○関係団体との連携、情報交換 ○部活動地域展開の推進（校内での部活動改革） ○生徒、保護者への情報提供 ○生徒との相談活動 ○生徒の活動状況の把握 ○検討会議等への参加